

## 介護事業所・施設の皆様

○ 令和3年10月から12月末までの間に、日頃の新型コロナウイルス感染症対策にかかった経費は、補助金で支援させていただくことになりました。

※ 対象経費は、令和3年10月から12月末までの衛生用品(マスク、手袋、消毒液など)、パーテーション、パルスオキシメーターの購入経費です。

※ 実際にかかった経費を支援。サービスごとに補助金の上限額があります。

○ 申請手続や時期等は調整中のため、追ってお知らせする予定です。

※ 申請は、3か月分の経費について、まとめて1回の申請(原則、電子申請)とする予定です。

○ なお、申請にあたりレシートの添付は不要とし、事業所での適切な保管をお願いする予定です。10月から12月末までの間の上記経費のレシートの保存をお願いします。

### 介護分野における感染防止対策の継続支援

- 令和3年度における介護分野の感染症対策は、
  - ・ 9月末までの特例的な対応を含めた+0.70%の介護報酬改定により、日常から必要な感染症対策の実施を行うとともに、
  - ・ 地域医療介護総合確保基金において、感染者が発生した事業所・施設等に対するかかり増し経費支援を実施。
- 令和3年10月以降については、地域医療介護総合確保基金の枠組みを活用し、特例的な対応の対象としていた全ての介護施設・事業所に対して、年末までのかかり増し経費を直接支援する。
- 申請手続は、できる限り簡素な方式とする。(領収書等の証拠書類の添付省略など)

#### 対象施設・事業所

基本報酬の0.1%特例の対象としていた全ての介護施設・事業所

※ 医療系の介護サービスを行う医療機関等(病院、診療所、薬局、訪問看護事業所)に医療の補助金が支給される場合は、当該補助金で対応

#### 対象経費<sup>※</sup>

令和3年10月1日から12月31日までに購入した

- ・ 衛生用品(マスク、手袋、消毒液等)
- ・ 感染症対策に要する備品(パーテーション、パルスオキシメーター)

※ 支援対象は必要に応じて対象範囲をQAで示す

#### 補助上限

サービス別(一部のサービスでは規模別)に補助上限を設定(平均的な規模の介護施設で6万円上限)

##### 「施設系サービスの例」

介護老人福祉施設、介護老人保健施設	
・ 39人以下	3万円
・ 40～49人	4万円
・ 50～69人	5万円
・ 70～89人	6万円(※平均規模)
・ 90人以上	7万円

##### 「居住系サービスの例」

認知症グループホーム	
・ 14人以下	1万円
・ 15人以上	1.5万円

##### 「在宅系サービスの例」

訪問介護		通所介護	
・ 訪問回数1200回以下	1万円	・ 通常規模	1万円
・ 訪問回数1201回～2000回	1.5万円	・ 大規模Ⅰ	1.5万円
・ 訪問回数2001回以上	2万円	・ 大規模Ⅱ	2万円
短期入所生活介護	1万円	居宅介護支援	1万円